

# 「仏暦二五四九年パートナーシップ及び 会社登記についての中央会社登記事務所規則」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦二五四九年パートナーシップ及び会社登記についての中央会社登記事務所規則

(前文省略)

第一項

本規則を「仏暦二五四九年パートナーシップ及び会社登記についての中央会社登記事務所規則」と呼ぶ。

第二項

本規則は仏暦二五五〇年（西暦二〇〇七年）一月一日から施行する。

第三項

以下を廃止する。

三・一、仏暦二五三八年パートナーシップ及び会社登記についての中央会社登記事務所規則。

三・二、仏暦二五三八年三月一三日付けの仏暦二五三八年パートナーシップ及び会社登記についての中央会社登記事務所規則を適用する件での中央会社登記事務所命令第一／二五三八号。

三・三、仏暦二五三八年五月二六日付けの仏暦二五三八年パートナーシップ及び会社登記についての中央会社登記事務所規則を適用する件での中央会社登記事務所命令第三／二五三八号(第二版)。

三・四、仏暦二五四三年一月三日付けの調査中の、もしくは異議申立のあるパートナーシップ及び会社の登記申請審査の件での中央会社登記事務所命令第一五／二五四三号。

三・五、仏暦二五四四年六月二九日付けの登記申請書及び登記申請の構成書類を定める件での中央会社登記事務所命令第一三／二五四四号。

三・六、仏暦二五四四年七月三日付けのパートナーシップ及び会社の目的を登記する件での中央会社登記事務所命令第一四／二五四四号。

三・七、仏暦二五四四年七月一八日付けの登記申請書及び登記申請構成書類の使用の件での中央会社登記事務所命令第一五／二五四四号。

三・八、仏暦二五四五年一月一五日付けの登記申請書及び登記申請構成書類の印刷書式使用の件での中央会社登記事務所命令第一／二五四五号。

三・九、仏暦二五四五年四月二二日付けの株式会社株式払い込みの証拠送付の件での中央会社登記事務所命令第二〇／二五四五号。

三・一〇、仏暦二五四五年七月一六日付けのパートナーシップ及び会社が登記官に提出した書類の保管及び処分の件での中央会社登記事務所命令第四一／二五四五号。

三・一一、仏暦二五四五年一月一二日付けのパートナーシップ及び会社の目的登記の件での中央会社登記事務所命令第五五／二五四五号。

三・一二、仏暦二五四八年五月一二日付けの登記申請書及び登記申請の構成書類を定める件で

の中央会社登記事務所命令第六六／二五四八号。

三・一三、仏暦二五四六年三月五日付けクレジット情報事業会社の登記の件での商業開発局命令第三九／二五四六号の株式会社に係る部分。

三・一四、仏暦二五四四年七月三日付けの登記申請書を構成する目的の書式を定める件での中央会社登記事務所告示。

三・一五、仏暦二五四五年一月一二日付けの仏暦二五四五年登記申請書を構成する目的の書式を定める件での中央会社登記事務所告示（第二版）。

三・一六、仏暦二五四四年二月二八日付けのインターネットを通じての法人名称予約受付の件での商業登録局告示におけるインターネットを通じての法人名称予約受付に係る原則のパートナーシップ及び株式会社の部分。

三・一七、仏暦二五四四年四月一八日付けのインターネットを通じての法人名称予約受付の件での商業登録局告示におけるインターネットを通じての法人名称予約受付に係る原則のパートナーシップ及び株式会社の部分。

三・一八、仏暦二五四八年一月一九日付けの仏暦二五四八年インターネットを通じての登記申請の件での商業登録局告示（第六版）。

三・一九、仏暦二五四九年五月一九日付けのパートナーシップ、株式会社及び公開株式会社の書類審査申請、内容証明付き謄本申請もしくは登記内容証明書申請に係る手数料徴収の件での商業開発局命令第三一／二五四九号における書類審査申請、内容証明付き謄本申請もしくは登記内容証明書申請に係る手数料徴収の原則のパートナーシップ及び株式会社の部分。

三・二〇、仏暦二五四五年六月五日付けの仏暦二五四五年販売事業でない、もしくは営業していない登録パートナーシップの分類についての商業登録局規則。

三・二一、仏暦二五四五年一月二五日付けの仏暦二五四五年販売事業でない、もしくは営業していない登録パートナーシップの分類についての商業登録局規則（第二版）。

三・二二、仏暦二五四六年一月二七日付けの仏暦二五四六年販売事業でない、もしくは営業していない登録パートナーシップの分類についての商業登録局規則（第三版）。

本規則に規定のある部分における命令、告示及び他の規則があつたとしても、もしくは本規則と相反、矛盾する命令、告示及びその他の規則があつたとしても、本規則のほうを適用する。

## 第一章

### 総則

#### 第四項

登記申請があつた時、委任されたところに基づく義務責任を有する会社登記官は審査の上、登記の可否を命じる。

登記官が登記申請について本規則で定められたところに従っていないと判断したが、審査後に登記が相当と判断した場合、登記官は事実関係、法律条項をまとめ、登記が相当とする事由を示

し、登記の可否を命じるため中央登記官または中央登記官が委任した者まで段階を踏んで提出する。

会社登記官が登記申請に法律上の問題があり、命令の可否を判定できないと判断した場合、もしくは登記申請に反対がある場合、第二段に従って所定の手続を取る。

#### 第五項

株式会社の登記申請の審査において、その登記申請した株式会社が調査中であれば、その登記申請の審査責任のある登記官は中央登記官または中央登記官が委任した者に登記前に通知する。

#### 第六項

以下の形態で関係を有する登記官は、自己がその関係を有する登記申請に係る審査及び、もしくは何らかの命令をなすことはできない。ただし遅延すれば公益または人の権利に損害が及ぶが解決の道がなく急ぐ必要がある場合、もしくはその者に代わり任務遂行する他の担当官がない場合はその限りではない。

(一) 登記申請書提出者、登記申請反対者、登記可否命令を受けた者もしくは受ける者、及び登記可否命令の結果により影響を受ける者の権利として登記申請審査プロセスにある者である。

(二) 登記申請書提出者、登記申請反対者、登記可否命令を受けた者もしくは受ける者、及び登記可否命令の結果により影響を受ける者の権利として登記申請審査プロセスにある者の婚約者、配偶者もしくは親族である。

(三) 登記申請書提出者、登記申請反対者、登記可否命令を受けた者もしくは受ける者、及び登記可否命令の結果により影響を受ける者の権利として登記申請審査プロセスにある者の法定代理人または管財人もしくは代理人または代表である、もしくはそうであった。

(四) 登記申請書提出者、登記申請反対者、登記可否命令を受けた者もしくは受ける者、及び登記可否命令の結果により影響を受ける者の権利として登記申請審査プロセスにある者の債権者または債務者である。

登記申請書提出者は登記申請人として署名した者も意味する。

#### 第七項

登記申請審査において、登記官はその件に相当の事実関係を調査する。このとき登記申請人または関係者が提出した申請書もしくは証拠にのみ拘束されない。

#### 第八項

登記官がいずれかの登記申請を登記する場合、登記官はその登記申請書及び登記において発行する証明書の第一頁に「登記した重要内容が正しくない、もしくは虚偽であることが明らかであれば登記官は登記を取り消す」と、登記取消の権利を保持する内容を但し書きする。

## 第九項

登記後、登記官が正しく登記していなかった事実関係が明らかになった場合、命令した登記官または義務責任を有する登記官は事実関係、法律事項及び意見をまとめ、判定命令のために階位に従い中央登記官または中央登記官が委任した者にまで提出する。

## 第一〇項

会社登記官が登記した時、登記申請書および登記構成書類のコピーを登記日から三〇日以内に中央会社登記事務所に送付する。ただし登記申請をスキャンし商業開発局のデータシステムに入力できる県会社登記事務所はその限りではない。

## 第一一項

登記官が登記した登記申請書の会社登記事務所間の送付は担当官により、もしくは郵便によりこれをなす。

登記申請人または登記申請人から委任された者が登記官がまだ登記していない登記申請書または登記申請に係る書類の会社登記事務所間における所持人もしくは保持人であることを希望する場合、県商業開発事務所の所長または商業登記事務所の課長クラス以上の公務員から許可を得なければならない。

許可において、許可する者は送付する書類に所持人または保持人の氏名及び第二〇条に基づく国民証の詳細を示す。

## 第一二項

登記義務を有する者の過失により生じたものではない必要な状況により法定期間内に登記申請できなかった登記申請書は、登記義務を有する者がその必要な状況が終了した日から一五日以内に登記官に対し法定期間内に登記申請できなかった必要な状況について示せば、登記官は登記期間を延長することができる。

第八一項の規定下に、登記しなければならないと法律が定めた期間から一年以上後に登記申請する場合、登記申請人がその登記申請における総会決議で全ての項目において変更がないと確認したことを文面で主張すれば、登記官はその登記申請を登記することができる。

## 第一三項

以下の形態にある登記申請は登記することができない。

- (一) 発起人、取締役、マネージング・パートナー（執行社員）または清算人が法人である。
- (二) パートナー、マネージング・パートナー、発起人、取締役または清算人が別の者に登記申請書または構成書類に署名を委任した。
- (三) パートナーシップとパートナーシップ、会社と会社、もしくはパートナーシップと会社の名称が入れ替わっている。

#### 第一四項

変更、抹消または脱補のある登記申請書、登記事項及び登記構成書類は、登記申請人または委任を受けた者であるマネージング・パートナー、発起人、取締役、清算人が変更、抹消または脱補のある内容のところに署名を付す。

重要な委任書の内容の変更、抹消または脱補である場合、委任者が変更、抹消、脱補のところに署名を付す。

### 第二章

#### パートナーシップ及び会社の登記に使用する印刷書式と書類

#### 第一五項

パートナーシップ及び会社の登記申請書及び登記構成書類は登記官が本規則末尾に定めた書式に従う。

会社登記を便利、迅速にし、登記申請人の負担を減らすため、登記申請構成書類として使用するために既成の事業目的モデルを五種、本規則末尾に定めた。

#### 第一六項

登記申請書及び登記に使用する書類の印刷書式への内容記入は、タイプ印字またはコンピュータによるデータ記録の方法を使用する。

#### 第一七項

登記申請構成書類が外国語である場合、タイ語に翻訳し、以下のいずれかから翻訳の正しさを証明してもらう。

(一) その書類の言語を学習言語として使用するカリキュラムで学士卒以上の教育を受けたタイ人。

(二) 高等教育以上の教育機関でその書類の言語を教える教師。

(三) その書類の言語を公用語とする国の在タイ大使館または領事館。

(四) 在外タイ大使館または領事館。

#### 第一八項

パートナーシップ及び会社の登記申請は、本規則末尾に定めた登記の種類の詳細に従い、登記申請書及び登記申請を構成する書類を提出しなければならない。

既成の目的書式の使用に当たって、登記申請人はいずれかの書式の使用を示す、もしくは選択することができ、その既成の目的書式の内容を改定もしくは変更することはできない。

目的の改定もしくは変更によって既成の目的書式と異なるようにする場合、登記申請人はウオ

一・シーカーウ（白）書式を使用することにより、新たに目的を作成しなければならない。

#### 第一九項

登記申請人が登記官に提出する書類謄本には少なくとも一人以上の登記申請人が内容証明の署名を付す。ただし弁護士評議会の会員証もしくは法曹評議会（ネーティバンディットサパー）の会員である証拠の謄本はその限りではなく、弁護士もしくは法曹評議会会員、あるいは登記申請人の少なくとも一人が内容証明の署名人となることができる。

#### 第二〇項

会社登記に係る公的連絡において、マネージング・パートナー、発起人、取締役、清算人、権限を委任された者もしくはその他の関係者は検査のために毎回、登記官に身分証を提示する。

身分証とは国民証、公務員証、国家機関もしくは国営企業職員証、外国人登録書、旅券、旅券代用書、期限が切れていない国民証発行申請受理書、もしくは法律に基づき当該書類を代用するその他書類を意味する。

第一段に基づく国民証をまだ有していない未成年者の場合、学生証もしくは家屋登録書を代わりに示す。

#### 第二一項

パートナーシップ及び会社の登記申請で、バンコク都会社登記事務所及び県会社登記事務所に提出する場合、登記申請書及び申請を構成する書類は各一部だけ提出する。

#### 第二二項

印刷した定款もしくは付属定款を送付しなければならない場合、印刷した定款もしくは付属定款とは、原本と一致する明瞭で正しい内容を有するタイプライター、コンピュータ、カーボンコピーまたは複写により印刷した定款もしくは付属定款を意味する。

### 第三章

#### 名称予約及び登記申請

#### 第二三項

会社登記申請のための法人名予約は、本店所在地がバンコク都であっても地方部にあっても、パートナー、発起人もしくは取締役が予約人となる。

名称予約において予約申請人は商業開発局または県商業開発事務所において担当官に自身が提出することも、他の者に提出させることもでき、予約は商業省商業開発局の担当官宛ての郵便で法人名予約書を送付することも、第二七項に基づきインターネットで名称予約することもできる。

郵便で法人名予約書を送付する場合、予約申請人は予約人の氏名、住所を宛名書きし、正しく郵便切手を貼付した封書を添付する。

法人名予約書への内容記入においてはタイプライターを使って印字するか、はっきりと読める楷書体で記入することもできる。

#### 第二四項

法人名予約において、予約人は一回につき三名称まで予約することができる。このとき予約申請する法人名は必要度に沿って前後に順位付けて並べ、登記官は名称予約を一名称だけ許可することができる。

#### 第二五項

登記官が名称予約を許可した法人名は、いずれかの種類の法人登記に使用できる、もしくはその法人の本店が所在する会社登記事務所において登記することができる。ただし登記官の許可命令があった日から三〇日以内に登記を届け出なければならない。

#### 第二六項

バンコク都に本店が所在するパートナーシップ及び会社の登記申請は、中央事業登記部もしくは第一～七登記サービス事務所において登記申請することができる。ただし銀行、ファイナンス、証券、クレジットフォンシエ、倉庫、冷凍倉庫、サイロ、保険、資産サービス種の営業目的を有するパートナーシップ及び会社の登記申請は、中央事業登記部のみにおいて申請することができる。ここにバンコク都内に本店を有する会社の設立前の株式会社の定款登記、及び株式会社の定款変更もまた同じとする。

バンコク都以外のその他県に本店が所在するパートナーシップ及び会社の登記については、そのパートナーシップ及び会社の本店が所在する県の会社登記事務所において登記申請する。

### 第四章

#### インターネットを通じた商号仮登記及び登記申請

#### 第二七項

インターネット・システムを通じた商号仮登記は、国内に本店が所在することになる、もしくは所在するパートナーシップもしくは会社の設立または商号変更の登記と共に利用する。

インターネット・システムを通じたパートナーシップもしくは会社の商号仮登記をしたい者は、ウェブサイト [www.dbd.go.th](http://www.dbd.go.th) において登録及び商号仮登記書式に記入しなければならない。

登記官が商号仮登記を許可した場合、予約人は登記申請において証拠として使用するために商号仮登記結果通知書をプリントアウトする。



## 第二八項

銀行、ファイナンス、証券、クレジットフォンシエ、倉庫、サイロ、冷凍倉庫、保険、資産サービス業種の営業目的を有するパートナーシップ及び会社の登記申請ではないパートナーシップ及び会社の登記申請において、登記申請人は以下の手続によりインターネットを通じて登記申請をすることができる。

(一) インターネット・システムを通じた登記を望む者は、ウェブサイト [www.dbd.go.th](http://www.dbd.go.th) において登録及びデータ記入をすることができる。ただし商号仮登記時にパスワードを取得済みの者は新たに登録しなくてもよい。

(二) 登記官はインターネットを通じた登記申請を審査した後、Eメールにより、または商業開発局のウェブサイト上で登記申請人に結果を通知する。

(三) 登記官が登記申請が正しい旨を通知した場合、登記申請人は登記申請書及び構成書類を商業開発局のウェブサイトからプリントアウトし、その登記に関係する者全員に登記申請書及び構成書類にすべて署名してもらう。

(四) 登記申請人は以下のように自ら、もしくは郵便により (三) に基づく登記申請書を会社登記事務所に提出する。

(四・一) パートナーシップもしくは会社の本店がバンコク都内に所在している場合、登記申請書をインターネット登記サービス部、もしくは中央商業登記部、あるいは第一～七商業登記サービス事務所に提出する。

(四・二) パートナーシップもしくは会社の本店が他県に所在している場合、登記申請書は本店の所在する県の商業開発事務所に提出する。

(五) 手数料の支払いにおいては、インターネットを通じた登記申請人が以下のように手数料を支払う。

(五・一) (四・一) に基づく登記申請は以下の四つの方法から手数料支払いを選択することができる。

(a) 商業開発局が指定した銀行で決済することによりインターネット・バンキング・サービスの使用を求める。もしくは

(b) 商業開発局が指定した銀行のカウンターで支払う。

(c) 商業開発局が指定した銀行のATM機で支払う。

(d) 登記申請書を提出した事務所において現金、もしくは商業開発局を受取人としてキャッシュチェックで支払う。

(五・二) (四・二) に基づく登記申請においては、現金もしくは財務省を受取人として (登記する県の財務事務所を通じて) キャッシュチェックで県商業開発事務所において手数料を支払う。

## 第五章

### パートナーシップ及び会社の書類保管

## 第二九項

登記官が登記を受け付けなかった申請書、登記申請人が取下げを求めたもしくは放棄した申請書は、登記官が目録から抹消した後、文書事務規定に基づき廃棄することができる。

第一段に基づく書類以外のその他書類については、当該書類の廃棄権限を登記官に与えた法律があれば廃棄できる。

廃棄できる書類に貼付された収入印紙も廃棄する。

## 第六章

閲覧申請、謄本申請、もしくは証明付き複写申請、及び証明書申請

### 第三〇項

登記官が登記を受け付けた登記申請書及び構成書類、もしくは登記官が保管しているその他書類の閲覧申請、謄本申請、もしくは証明付き書類複写申請、及び証明書申請において、申請人は登記官が様式を定めた書式に従い申請書を提出し、省令で定めた手数料を支払う。

登記官が保管しているその他書類について、登記官は本規則末尾添付の書類リストに基づき閲覧もしくは謄本作成をさせる、または書類謄本を証明することができる。

第二段に基づき本規則末尾添付の書類リストに定められていない書類である場合、第三一項第一段の内容を準用する。

証明書の申請には段階的証明書（バイラップローン・チュワン）の申請も含め、申請人は各段階において一段階につき四〇パーツの証明書申請手数料を支払う。

### 第三一項

未登記の登記申請について、登記官は閲覧もしくは登記申請書及び登記申請構成書類の謄本作成を許可しない。ここに、裁判所の命令もしくは県商業開発事務所長、商業登記サービス事務所長、商業登記事務所長、もしくは商業情報事務所長の許可がある場合はその限りではない。

裁判所の命令なく第一段に基づき書類の閲覧及び謄本作成の許可を得ることができる者は、登記申請人、登記に反対する者、もしくは登記官命令による利害関係者、あるいは登記官命令により影響を受ける者の権利として登記官の審査手続に入って来た者、あるいは当該人物から権限を委任された者で委任状を提示した者でなければならない。

第一段に基づく書類の閲覧及び謄本作成の申請は申請人の署名を付した文面でこれをなさなければならず、閲覧及び謄本作成する書類をはっきりと示さなければならない。

本項の内容はパートナーシップ及び会社の登記申請における通常の実行行為であるところの瑕疵事項の訂正もしくは手数料支払いのための閲覧申請の場合には適用しない。

### 第三二項

パートナーシップ及び会社の書類、会社の財務諸表、及び会社の株主名簿の謄本証明においては、以下の内容を有する。「書類発行番号・・・・・・・・・・書類発行日・・・・・・・・・・」及び登記官は謄本（サムナオ・トゥークトン）の押印をし、証明の署名を付す。

書類上に形状を明らかにすることのできない浮彫印もしくは凸印の形態にある会社の社印の証明において、登記官は証明する書類上において以下のように但し書きをする。「このパートナーシップもしくは会社は浮彫印または凸印の社印を登記し、この書類上でその形状を明らかにすることはできない。当該社印の形状の閲覧を望むのであれば登記ファイルからの閲覧を申請する」

### 第三三項

紛失もしくは毀損したパートナーシップ及び会社の登記証明書の代用書申請において、申請人は登記官が定めた書式に基づき申請事由を示して申請書を提出する。

登記証明書の代用書を申請できる者はマネージング・パートナー、取締役の権限に基づく取締役、もしくは当該人物から権限を委任された者で委任状を有する者でなければならない。

パートナーシップ及び会社の登記証明書の代用書申請は本店の所在地にある会社登記事務所で行うことができる。本店がバンコク都内に所在する場合は商業情報事務所もしくは第一〜七商業登記サービス事務所において申請することができる。

登記官は代用書のガルダ紋章の上部、中央に青のインクで「代用書」の内容を押印する。

毀損した登記証明書は抹消し、文書事務規則に従い廃棄する。

### 第三四項

いずれかの会社登記事務所がコンピュータシステムで他県の会社登記情報につながっている場合、その会社登記事務所は他県に本店の所在する会社の書類閲覧、謄本申請もしくは証明付き書類複写、および会社の登記内容の証明書サービスを提供する。このとき書類閲覧においては一件につき五〇パーツ、謄本申請もしくは証明付き書類複写申請においては一枚につき五〇パーツ、及び会社登記内容の証明書申請においては一件につき五〇パーツの手数料を徴収する。

### 第三五項

いずれかの会社登記事務所がまだコンピュータシステムで他県の会社登記情報につながらない場合、その会社登記事務所はファクシミリシステムまたはeメールで会社登記事務所間のデータ送付を通じ、他県に本店が所在する会社の謄本もしくは署名つき書類複写及び会社登記内容の証明書申請のみサービスを提供する。このとき第三四項に基づく手数料と同額で手数料を徴収する。

## 第七章

インターネットを通じた閲覧申請、謄本申請もしくは証明つき書類複写申請及び証明書申請

### 第三六項

閲覧申請、謄本申請もしくは登記申請書及び登記官が登記した申請の構成書類の証明つき書類複写申請、及びパートナーシップ及び会社の証明書申請において、申請人は以下の手続によりインターネットで申請書を提出することができる。

(一) 申請人がウェブサイト [www.dbd.go.th](http://www.dbd.go.th) 上で、インターネットサービス項目から証明書申請／謄本作成／複写申請を選択する。

(二) 登録しておいたユーザーネームもしくはパスワードを示すことによりシステムにアクセスする。まだ登録していないのであれば新たに会員登録する。

(三) システム内のサービス利用アドバイスの段階に沿ってサービス利用を選択する。

(四) 手数料及びサービス料支払いには以下の二通りがある。

(a) 商業開発局が指定した銀行で決済するインターネット・バンキング・サービス利用。

(b) 商業開発局が指定した銀行のカウンターでの支払い。

(c) 商業開発局が指定した銀行のATM機での支払い。

第一段に基づく申請があった時、登記官はコンピュータから申請書をプリントアウトし、そのプリントアウトを閲覧、謄本もしくは証明つき書類複写、及び証明書の申請書であるものとみなす。

## 第八章

### パートナーシップ及び会社の商号

### 第三七項

登記申請するパートナーシップ及び会社の商号には以下の語句もしくは内容があってはならない。

(一) 国王、王妃、王位継承者もしくは現王室の王族の御名。ただし王許を得た場合はその限りではない。

(二) 省、庁、局、官公庁、地方公共団体、国の部署もしくは機関。ただし関係省庁の大臣から許可を得た場合はその限りではない。

(三) 国名。ただし名称の最後かつ「ジャムガッド」の語句の前のカッコ内に掲げる場合はその限りではない。

(四) タイ国もしくは外国の省、庁、局、官公庁、地方公共団体、国の部署もしくは機関、あるいは国際機関がオーナーまたは経営者であるとの錯誤が生じるような名称。

(五) 国の政策、もしくは公序良俗に反する名称。

(六) 「ポリサット・マハーチョン・ジャムガッド (パブリックカンパニー)」「ポリサッド・ジャムガッド (マハーチョン)」「ポーモージョー」「サマーコム・ガンカー (商業協会)」もしくは「ホー・ガンカー (商業会議所)」の語句のある、あるいはそうした語句と似た名称。

(七) 商業銀行業、ファイナンス業、証券業、クレジットフォンシエ業、信用情報業、保険業、就職斡旋業及び倉庫業の意味を有する、もしくはそうした事業を営んでいると誤解させるタイ語または外国語の名称、あるいは本規則末尾に定められた語句を有する名称。ただし当該事業の営業のために関係公務機関から会社設立の承認を得た証拠を示した場合はその限りではない。

「ロングリヤン (スクール)」「サターバン (インスティテュート)」「ウィタヤーライ (カレッジ)」「マハーウィタヤーライ (ユニバーシティ)」の語句、もしくは同一の意味を有する外国語の語句。ただし関係公務機関から当該事業のために設立承認を得た証拠を示した場合はその限りではない。

(八) すでに登記申請した、もしくは登記官がすでに登記を受け付けたパートナーシップ、定款または会社の名称と似ており、あるいは同じ音を有しており、混同が生じるような名称。ただし名称変更を登記して、もしくは清算を登記して二年以上が経過した名称はその限りではない。

(九) 登記官が民商法典の第一二四六条に基づき登記を取り消した廃業株式会社の名称と似た、もしくは同じ音を有する名称。

(一〇) 本規則末尾に掲げた名称、語句もしくは意味。

### 第三八項

タイ語及び外国語の会社の名称は、仏暦二四九九年登録パートナーシップ・有限パートナーシップ・株式会社・協会及び財団に係る違法行為規定法令の内容に基づき制定された布告に従い法人であることを示す語句を有していなければならない。

会社の外国語の名称はタイ語名称と呼称が同じか同じ内容でなければならない。

## 第九章

### パートナーシップ及び会社の社印

#### 第三九項

パートナーシップ及び会社の社印は以下のいずれかの形態を有してはならない。

(一) チャクリー王朝紋章。

(二) 歴代国王の御署名、略式御署名、及び正王妃または王太子の略式御署名。

(三) 国王、正王妃、王太子の紋章。

(四) 王冠、王妃冠、もしくは王冠に似た勲章。

(五) 勲章を構成する傘蓋。

(六) 国璽、公璽、ガルルダ章、王旗、国旗もしくは公旗。ただし王許を得た場合はその限りではない。

(七) 御璽及び公的な印章。

(八) 赤十字章、赤十字名、ジュネーブ十文字、公的標章もしくは国是または良俗に反する標章。

(九) 官公庁、国の機関、国の部署もしくは国際機関が保護を求めた標章。

(一〇) タイのシンボル。すなわちタイ象、ラーチャブルックの花及びタイ式東屋(サーラー)。

#### 第四〇項

社印には商号があってもなくてもよい。社印に商号がある場合、その社印の中の商号は明瞭でかつ登記申請名と同一、もしくは使用申請する外国語名称と同一でなければならない、かつ法人であることを示す語句を有していなければならない。

浮彫印もしくは凸印の形態にある会社の社印を登記する時、登記官は登記受理申請書内の社印の下に第三二項第二段に基づく注記内容と同じ注記をなす。

#### 第四一項

社印を二つ以上登記申請する場合、いずれかの社印がどの場合に使われるか民衆が知ることのできるよう登記申請人はその他登記リストにはっきりと示す。

#### 第四二項

会社は重要社印(ドゥワントラー・サムカン)を登記申請しても、しなくてもよい。ただし取締役権限に重要押印(プラタップトラー・サムカン)しなければならないことが示されている場合、会社は重要社印を登録申請しなければならない。

#### 第一〇章

##### パートナーシップ及び会社の目的

#### 第四三項

会社の目的は以下の様態にあってはならない。

(一) 法律、公序良俗に反する、及び、または国是に反する。

(二) 不明瞭な意味を有する、もしくは規定範囲が明瞭でない語句または内容を用いている。

(三) 銀行業、保険業、ファイナンス業、証券業、クレジットフォンシエ業、信用情報業、資産運用、倉庫業、サイロ業もしくは冷凍庫業。ただし関係官公庁から当該営業のための設立許可を得ている場合はその限りではない。

(四) 就職斡旋業。ただし職業斡旋局から当該営業許可を得ている場合はその限りではない。

(五) 諸事業におけるブローカー(ナーイナー)業、代理人(トワターン/エージェント)及び代理業者(トワターン・カーターン/コミッション・エージェンシー)。ただし保険業、会員募集及び証券取引を除くことを示している場合はその限りではない。

(六) 資産抵当引受けに係る事業。ただし商品販売保証、もしくは被雇用者の就職保証のためであることをはっきり示した場合はその限りではない。

(七) 損害保険ブローカー業。ただし保険局から承認を受けた場合はその限りではない。

(八) 無尽講事業。

(九) 先物商品売買もしくは商品市場取引（コモディティ）業。ただし関係官公庁から当該営業許可を得ている場合はその限りではない。

(一〇) 外貨売買交換業、直接販売業、直接マーケティング業、教育、学校、教育機関。ただし「関係機関から許可を得た後」との内容を示している場合はその限りではない。

## 第一章

### 労務出資

#### 第四四項

有限パートナーシップにおける責任が有限であるパートナー（合資会社の有限責任社員に相当）は労務出資することはできない。

#### 第四五項

パートナーシップの登録資本として価額を評価する労務は、パートナーシップとしての登記の前になされた労務であってもよく、後になされた労務であってもよい。

会社の株式価額として価額を評価する労務は、すでになされた労務でなければならない。

#### 第一二項

登記申請書及び構成書類への署名

#### 第四六項

登記申請書及び構成書類への署名は、パートナー、発起人、取締役もしくは清算人である者が自ら署名する。

#### 第四七項

王国内での登記申請書への署名は以下の二通りの方法をもってこれをなすことができる。

(一) 登記官の面前で署名、もしくは

(二) 登記申請人が居住する土地の行政官、上級警察官、法律家協会（ネーティバンディットサパー）の一般会員か特別会員、もしくは中央登記官が布告規定したところに基づくその他の者の面前で署名。

外国での登記申請書への署名では、登記申請人は以下の者の面前で署名しなければならない。

(一) タイ大使館もしくはタイ領事館の権限者、あるいはその国における業務責任者である商業省所轄事務所の長、または当該人物から代行を委任された者。

(二) その国の法律の形式に基づく完全な保証ができる者。

(三) 登記官の面前でその者の署名が事実であると保証の署名をする信用できる二人の者。

先掲の方法に基づく署名は、その署名が正しい署名であるものとみなし、登記官がその署名を検査しなくてもよい。

#### 第四八項

登記官の面前での登記申請書への署名において、申請人は登記官に対し検査のために国民証を提示する。登記官は検査後、国民証の証拠の写しに「原本確認済み」と記録し、署名を付す。

#### 第一三章

未成年者がパートナーシップ、会社のパートナー、発起人、取締役もしくは清算人になることの登記

#### 第四九項

登記官は以下が明らかな時、未成年者がパートナーシップ、会社のパートナー、発起人、取締役もしくは清算人となることを登記することができる。

- (一) 未成年者が一二歳以上である。
- (二) 未成年者が登記申請書及び／もしくは構成書類に自ら署名した。

未成年者が相続によりパートナーシップのパートナーになる場合、登記官は以下が明らかな時、これを登記する。

- (一) 未成年者が登記申請書及び／もしくは構成書類に自ら署名した。もしくは
- (二) 未成年者が一二歳未満で、代わりに登記申請書及び／もしくは構成書類に署名する合法の代理人を有する。

#### 第一四章

法律に基づく期間の計算

#### 第五〇項

(民商法典) 第一一〇七条に基づく会社創立総会の召集通知、第一一七五条に基づく株主総会の召集通知の期間の計算は、召集通知を発した日の翌日を期間の起算日とし、その期間の最終日の翌日に総会を開くことができる。

第一段の内容に基づく召集通知日は、登記官が別段の証拠があるとした場合を除き、召集通知に記載した日であるものとみなす。

#### 第五一項

最初の総会の決議が第一一九四条に基づく特別決議とするための次の総会の期間の計算は、最初の総会開催日の翌日を期間の起算日とし、次の総会は最初の総会が延期された時から一四日以上・四二日以内に開催できる。



#### 第五二項

以下の登記申請書の提出期間の計算は、総会で決議または特別決議があった日の翌日、もしくは変更のあった日の翌日を期間の起算日とし、その期間内に登記申請書を提出する。

(一) 第一〇六四／二条及び第一〇七八／二条に基づく法人普通パートナーシップまたは有限パートナーシップのマネージング・パートナーの変更登記申請書。

(二) 第一一一二条に基づく会社設立登記申請書。

(三) 第一一四六条に基づく会社の付属定款の改定増補登記申請書。

(四) 第一一五七条に基づく会社の取締役変更登記申請書。

(五) 第一二二八条または第一二三九条に基づく会社の増資、減資もしくは合併の特別決議登記申請書。

(六) 第一二四一条に基づく会社合併登記申請書。

(七) 第一二五四条に基づくパートナーシップ、会社の解散登記申請書。

(八) 第一二五八条及び第一二六二条に基づくパートナーシップ、会社の清算人及び清算人の権限の改定増補登記申請書。

(九) 第一二七〇条に基づくパートナーシップ、会社の清算終結登記申請書。

#### 第五三項

第一二六七条に基づく会社の清算報告において、第一版は事業中止日の翌日を報告の期間開始日とし、以後の報告は前の清算報告で明らかにされた最終日の翌日を期間の起算日とする。

#### 第五四項

第一一三九条に基づく株主名簿謄本の送付において、総会開催日の翌日を期間の起算日とし、その期間内に送付する。

登記官への株主名簿謄本の送付においては登記された権限に基づき取締役の署名をもって書類を送付する。ただし年次財務諸表の送付とともにする株主名簿謄本の送付はソー・ボーチャー・3を送付書類であるとみなし、株主名簿謄本については、社印の押印のあるなしに関わらず、署名権限を有する取締役の少なくとも一人が署名人となる。

#### 第五五項

定時総会日以外の株主名簿謄本の送付において、提出者が定時総会もしくは臨時総会の期日を示していなくとも受理することができ、このとき代わりにいずれかの年月日の株主名簿から名簿を書き写したことを示す。

提出された株主名簿謄本が七人未満の株主しかいない場合、登記官は「本株主名簿には七人未満の株主しかなく、ポーポーポー（民商法典）第一二三七条（四）に基づき裁判所が会社の解散を命じる事由となる」と押印することによりこれを受理することができ、閲覧、謄本作成または

証明付き複写のサービスに応じることができる。

#### 第五六項

第一一九九条に基づく会社の決算報告書の送付において、その決算報告書の承認決議がなされた総会の開催日の翌日を期間の起算日とし、その期間内に送付する。

#### 第五七項

第一二二六条及び第一二四〇条に基づく会社の減資及び合併に反対する期間の計算は、新聞における最後の公告日の翌日を期間の起算日とする。

会社の債権者への通知書送付があった場合、その送付が新聞における最後の公告日の後であれば、その送付日の翌日を反対期間の起算日とする。

第一段及び第二段の内容をパートナーシップの合併にも準用する。

#### 第五八項

期間の最終日が通常の休業日である場合、業務再開日をその期間の最終日とする。

### 第一五章

#### パートナーシップ設立登記

#### 第五九項

法人普通パートナーシップ（合名会社）、有限パートナーシップ（合資会社）及び株式会社はパートナーシップの有限責任及び無限責任のパートナー（社員）になることができる。

公開株式会社は普通パートナーシップのパートナーになる、もしくは有限パートナーシップの無限責任パートナーになることはできない。

### 第一六章

#### パートナーシップの改定増補登記

#### 第六〇項

第五九項をパートナーシップの改定増補登記に準用する。

#### 第六一項

パートナーシップの改定増補登記申請書には、すでに登記したところに基づくマネージング・パートナー（代表社員）による署名がなければならない。

マネージング・パートナーが死亡した、もしくは退任したことにより元のマネージング・パートナーが登記申請書に署名できない場合、新任されたマネージング・パートナーによって署名す

る。このとき登記申請書に添えてパートナー全員の署名のある改定されたパートナー契約を送付しなければならない。

元のマネージング・パートナーが死亡した場合、その相続人に代わって遺産管理人がパートナーとしての立場で改定増補されたパートナー契約の署名人となり、遺産管理人であることの証拠を添付する。

#### 第六二項

登記に反対するパートナーもしくは利害関係者がいる場合、登記官はパートナー全員の署名のある改定増補したパートナー契約の添付を求める。

相当の事由がある場合、登記官は必要に応じて先に掲げた以外の証拠書類を求めることができ、ここに第四項及び第七項の内容を準用する。

#### 第一七章

##### 定款の登記

#### 第六三項

株式会社の設立を登記した時、定款内の発起人に係る事項の変更登記はできない。

#### 第六四項

登記した定款に、その定款の登記日から一〇年以内に株式会社設立の登記がなければ定款は効力を失うことを発起人全員が合意する内容がある場合、登記官はその定款を登記簿から抹消し、第二九項を準用して手続を取る。

#### 第一八章

##### 会社登記前の定款改定増補登記

#### 第六五項

発起人変更の登記申請は元の発起人全員が文面で承諾し、残る元の発起人が七人以上である時、これをなすことができる。

#### 第六六項

株式会社設立登記前の定款の変更においては発起人全員の承諾の証拠を登記申請書に添えなければならない。

#### 第一九章

##### 会社設立登記

#### 第六七項

会社創設総会の召集通知書の謄本を第一八項に基づく登記申請の構成書類であるとみなす。

#### 第六八項

第一一〇八条に基づく会社創設総会議事録に総会でなさなければならない重要事項が明らかでない場合、登記官は登記を拒否する。

#### 第六九項

登記申請を構成する会社創設総会開催日における株主名簿の謄本では、一人一株以上を有する株主である発起人全員の名を明らかにしなければならない。

#### 第七〇項

会社創立総会議事録では、発起人もしくは株式引受人全員が出席したことを明らかにする必要はないが、総会の決議は第一一〇九条に従ったものでなければならない。

#### 第七一項

会社創設総会の開催日から三ヶ月以後に登記申請された会社設立登記申請について、登記官は登記受理を拒否する。

#### 第七二項

会社創設総会の召集通知書がその会社の定款登記前に送付されたことが明らかであれば、登記官は会社設立登記受理を拒否する。

### 第二〇章

#### 会社の改定増補登記

#### 第七三項

会社の改定増補登記申請は、すでに登記したところに基づく会社を代表する権限を有する取締役が署名しなければならない。

前段の内容に基づく登記申請に反対する取締役もしくは株主がおり、かつその反対が登記申請の件に係る場合、第七四項の内容を登記申請の審査に準用する。

#### 第七四項

第七三項第一段に従っていない取締役及び、もしくは取締役の権限の改定増補の登記申請について、登記官は登記受理を拒否する。ただし株主総会の決議もしくは取締役会会議の決議により

任命を受けた権限を有する取締役が登記申請書に署名し、かつ以下のいずれかの登記申請書に添付した証拠がある場合はその限りではない。

(一) 取締役会会議の決議に依拠した登記申請において、登記申請人は登記申請書と共に以下の証拠を添える。

a、取締役全員に会議召集通知書を送付した証拠、もしくは取締役全員の会議召集の通知を受けた証拠と共に、取締役会会議の召集通知書の謄本。

b、取締役任命及び、もしくは登記申請したところに基づく新取締役の権限規定の決議を示した取締役会会議の議事録の謄本。かつ

c、取締役会会議に出席した取締役の署名を示した名簿の謄本。

(二) 株主が要求したのではなく、取締役会が召集した株主総会の決議に依拠した登記申請において、登記申請人は登記申請書と共に以下の証拠を添える。

a、取締役全員に会議召集通知書を送付した証拠、もしくは取締役全員の会議召集の通知を受けた証拠と共に、取締役会会議の召集通知書の謄本。

b、取締役及び、もしくは取締役の権限の件を審議するための株主総会召集の決議を示した取締役会会議の議事録の謄本。

c、取締役会会議に出席した取締役の署名を示した名簿の謄本。

d、株主全員への総会召集通知の証拠もしくは株主総会召集の通知を受けた証拠、あるいは株主総会召集通知の公告を掲載した新聞と共に、取締役及び、もしくは取締役権限の件の審議のための株主総会召集通知書の謄本。

e、取締役任命及び、もしくは登記申請したところに基づく新取締役の権限規定の決議を示した株主総会の議事録の謄本。かつ

f、株主総会に出席した株主の署名を示した名簿の謄本。

(三) 会社の株式数の五分之一を有する株主が要求したところに基づき、取締役会が召集した株主総会の決議に依拠した登記申請において、登記申請人は登記申請書と共に以下の証拠を添える。

a、会社の株式数の五分之一を有する株主が取締役会に株主総会の召集を要求した文書の謄本。

b、取締役全員に会議召集通知書を送付した証拠、もしくは取締役全員の会議召集の通知を受けた証拠と共に、取締役会会議の召集通知書の謄本。

c、取締役及び、もしくは取締役の権限の件を審議するための株主総会召集の決議を示した取締役会会議の議事録の謄本。

d、取締役会会議に出席した取締役の署名を示した名簿の謄本。

e、株主全員への総会召集通知の証拠もしくは株主総会召集の通知を受けた証拠、あるいは株主総会召集通知の公告を掲載した新聞と共に、取締役及び、もしくは取締役権限の件の審議のための株主総会召集通知書の謄本。

f、取締役任命及び、もしくは登記申請したところに基づく新取締役の権限規定の決議を示した株主総会の議事録の謄本。かつ

g、株主総会に出席した株主の署名を示した名簿の謄本。

(四) 会社の株式数の五分之一を有する株主が要求し、かつ自ら総会の招集者となった株主総会の決議に依拠した登記申請において、登記申請人は登記申請書と共に以下の証拠を添える。

a、取締役会に総会召集を要求した証拠、もしくは取締役会が要求書を受け取った証拠と共に、会社の株式数の五分之一を有する株主が取締役会に株主総会の召集を要求した文書の謄本。

b、株主全員への総会召集通知の証拠もしくは株主総会召集の通知を受けた証拠、あるいは株主総会召集通知の公告を掲載した新聞と共に、取締役及び、もしくは取締役権限の件の審議のための株主総会召集通知書の謄本。

c、取締役任命及び、もしくは登記申請したところに基づく新取締役の権限規定の決議を示した株主総会の議事録の謄本。かつ

d、株主総会に出席した株主の署名を示した名簿の謄本。

相当の事由がある場合、登記官は前掲の証拠のほかに必要に応じて他の証拠書類を求める。

#### 第七五項

第七三項第一段に基づく、すでに登記したところに基づく会社を代表する権限を有する取締役の署名がない取締役及び、もしくは取締役権限の改定増補の登記申請書を受け取った場合、登記官は毎回、当該申請を受け取った日から七日以内に、その登記申請に係る詳細をすでに登記したところに基づく会社を代表する権限を有する取締役及び、もしくは退任となった取締役に通知書を書留郵便で送付する。

第一段の内容に基づき登記官が通知した取締役が、通知書に記された日から一五日以内に登記官に対し文書で反対しなかった場合、もしくは他の取締役または株主が反対しなかった場合、あるいは反対したがその反対が登記申請した件に係るものでない場合、あるいはその反対が聞き入れられない場合、及び審査中に裁判所が一時的に登記受理を登記官に禁じることを命じたことを登記官が知らなかった場合、登記官はそのまま登記申請を審査する。

双方の当事者の事実関係にどちらが正しいか判断するのに十分、明確な証拠がない場合、登記官は当該事項について裁判所の判決もしくは命令を待つ。

#### 第七六項

すでに登記したところに基づく会社を代表する権限を有する取締役全員または一部が死亡により退任し、残りの取締役がすでに登記したところに基づく取締役権限で登記申請書に全部署名できない取締役及び、もしくは取締役権限の変更の登記申請に第七三項、第七四項及び第七五項の内容を準用しない。当該登記申請書には株主総会決議または取締役会会議の決議により任命された会社を代表する権限を有する取締役が署名し、死亡証明書の謄本を登記申請書に添付させる。

取締役、株主、もしくは関係者が第一段に基づく登記申請に文面をもって、登記受理前に反対した場合、第七四項、及び第七五項の内容を準用する。

#### 第七七項

会社は増資の特別決議の登記額に基づき増資を登記申請するにあたって、一回で増資の登記申請をすることも、毎回の割当株式数に基づきその回ごとに増資の登記申請をすることもできる。

特別決議を登記したところの新たに発行する株式数に達していない増資登記において、定款書の資本に係る事項を実際の増資状況に一致させるため、株主総会が資本に係る定款書の改定増補を特別決議していれば、その会社は実際の割当株式数に基づいて資本に係る定款書の改定増補を同時に登記申請することができる。

#### 第七八項

減資もしくは合併の登記申請は、まず先に減資もしくは合併の特別決議の登記申請書を提出し、法律に基づく期間が経過した後に減資もしくは合併の登記申請書を提出することができる。

登記官が合併に基づく新会社の登記を受理した時、登記官は合併した会社の登記ファイルに当該の新設登記を但し書きする。

#### 第二一章

##### パートナーシップ及び会社の解散及び清算手続終了登記

#### 第七九項

パートナーシップ・会社の解散及び清算登記申請において、清算人は解散及び清算登記申請書にその法人の納税者番号を示す。納税者番号がない場合、清算人は納税者番号のないことを登記申請書に示す。

#### 第八〇項

パートナーシップもしくは会社の解散において、パートナーシップのマネージング・パートナー全員、あるいは会社の取締役全員は、以下の場合を除き清算人とする。

- (一) パートナーシップの契約、もしくは会社の付属定款に別段の規定がある。もしくは
- (二) マネージング・パートナーもしくは取締役が死亡した。もしくは
- (三) パートナーシップのパートナー全員、もしくは会社の取締役全員が別の清算人の任命に合意した、または承諾した。もしくは
- (四) 裁判所が判決または命令で別の者を清算人に任命した。

清算人は申請にあたって、清算人指名の合意のあるパートナーシップの契約、マネージング・パートナーではない者を清算人とすることに合意したパートナー全員の契約または合意、取締役ではない者を清算人に任命することに満場一致で決議のあった株主全員が出席した株主総会の決議、もしくは裁判所が清算人任命の判決または命令の証拠を添付する。

マネージング・パートナー全員、もしくは取締役全員が清算人になる場合、解散及び清算終了の登記申請における清算人の権限及び署名はそのパートナーシップもしくは会社の開業前に登

記したところに基づくマネージング・パートナーまたは取締役の権限に従わなければならない、マネージング・パートナー全員及び取締役全員は解散登記報告書式（ローチャーター書式）に清算人として連名で署名しなければならない。

#### 第八一項

第一二項最終段の内容はパートナーシップ・会社の解散及び清算終了の登記申請の場合には適用しない。

#### 第八二項

パートナーシップ・会社の解散または清算終了の登記を受理した時、登記官は当該パートナーシップ・会社の名を翌月の一五日までに国税局の担当官に通知する。

前段の内容は国税局との電子通信におけるパートナーシップ・会社の登記データ連絡がある場合に適用しない。

#### 第八三項

パートナーシップ及び会社の清算がまだ終了していない事実関係がある場合、登記官は清算終了登記をとめ置く。

### 第二二章

#### パートナーシップ及び会社の登記申請の取下及び抹消

#### 第八四項

すでに提出され、登記官がまだ登記を受理していないパートナーシップ・会社の登記申請は、提出された登記申請書の権限に基づき登記申請人が申請取消の申請書に署名したことが明らかな時、その申請取消を許可する。

取消を許可した登記申請は登記官が抹消する。

#### 第八五項

登記官が審査し、何らかの命令を下したパートナーシップ及び会社の登記申請において、命令の通知においては瑕疵の是正について通知し、登記申請人は登記官の命令に従ってその命令日から二ヶ月以内に是正を終えるようにする。登記官は是正の期限を通知し、命令を受ける者（登記申請人または権限委任を受けた者）は申請受理書式に命令通知を受けたことを示す署名を付し、命令を確認する。

第一段に基づく期間が経過した時、登記申請人がまだ登記官の命令に従った行動をしていない場合、登記官はその申請を抹消することができる。



## 第二三章

### 消滅会社の登記取消

#### 第八六項

以下の場合が明らかな時、会社はまだ取引をなしていない、もしくは営業していない、あるいは事務管理する清算人がいないものとまず推定する。登記官は会社登記を取消、消滅会社とするため民商法典第一二四六条に従って手続を取る。

(一) 会社が現在から遡って三年連続して貸借対照表及び損益計算書を送付しなかった。

(二) 会社が清算に入ったが、会社解散の登記日から三年以内に清算終了を登記せず、登記官がその通知書に記された日から六ヶ月以内に清算報告を送付する、もしくは清算終了を登記するよう通知したにもかかわらず、清算人はそれに従わなかった。もしくは

(三) 会社が営業していないと信じられるその他の根拠を登記官が有する。

消滅会社の登記取消手続中に、その会社がまだ取引または営業している、もしくは清算人がまだ清算を進めている事実関係がある、あるいは会社の登記取消ができない事由があれば、登記官はその会社の登記取消中止を検討する。

## 第二四章

### 登記官命令への異議申立

#### 第八七項

登記官が登記の拒否を命じた、もしくは反対のある登記で反対が聞き入れられない場合、登記官は登記申請の審査結果もしくは反対意見を文書で通知する。このとき命令の年月日、命令を下した担当官の氏名と職位、署名、及び判断にあたって使用した重要な事実関係、参照法律事項、検討事項及び支援事項からなる命令の事由を示し、当該命令を受けた日から一五日以内に登記官の命令に異議を申し立てる、または反対する権利があることも通知する。

通知は受取証明郵便で登記申請人もしくは反対者の住所に送付する。

#### 第八八項

異議申立もしくは反対は、反対事項、事実関係または参照法律事項をはっきりと示すことにより、命令者である登記官に提出する。

#### 第八九項

命令した登記官が異議申立を受理した時、その登記官は異議申立について審査する。異議を認めた場合、命令を修正し、認められない場合は一五日以内に事実関係、法律事項及び意見をまとめ、その命令に基づく司令者もしくは中央登記官が委任した者に提出する。

命令した登記官が不在、もしくは職務を遂行できない場合、事務所長もしくは職務代行者が別

の登記官を異議申立審査責任者として委任する。

#### 経過規定

##### 第九〇項

本規則の施行前に提出された登記申請は、その登記申請時に施行されていた規則に従う。

##### 第九一項

本規則の施行前に登記官が審査し、何らかの命令を下していた第九〇項に基づく登記申請は、登記申請人が登記官の命令に基づく遂行を本規則の施行日から二ヶ月以内に終えていない場合、登記官はその登記申請書を抹消廃棄することができる。

登記官が審査し、本規則の施行日後に何らかの命令を下した場合、第八五項の内容を準用する。

##### 第九二項

本規則の施行日から九〇日以内に提出された登記申請において、登記申請人は仏暦二五三八年パートナーシップ及び会社の登記についての中央会社登記事務所規則末尾、及び仏暦二五四四年六月二九日付けの登記申請書式・登記申請構成書類を定める中央会社登記事務所命令第13/2544号にある旧書式を使用してもよい。

仏暦二五四九年九月二七日布告

ドゥシット・ウチュポソアモン

商業開発局長代行

中央登記官

(おわり)